

機関番号：14501

研究種目：基盤研究 (B)

研究期間：2008 ~ 2010

課題番号：20330026

研究課題名 (和文) 多文化共生社会の福祉政策・教育政策・人権政策に関する国際的比較研究
 研究課題名 (英文) Comparative analysis of the policies of welfare, education, and human rights in multicultural societies

研究代表者 飯田 文雄 (IIDA FUMIO)
 神戸大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号：70184356

研究成果の概要 (和文)：本研究は、世界各地で展開されつつある多文化共生社会形成のための多様な政策を巡って、2000年代以降に生じた新たな議論の特質について、教育政策・福祉政策・人権政策という具体的な3つの政策類型に即して、北米・西欧・東欧各国の事例を手がかりに詳細な国際比較を行い、多文化共生社会の在り方に関する体系的・総合的な知見を獲得することを目指すものである。

研究成果の概要 (英文)：This project attempts to conduct a comprehensive research on the features of multicultural societies by engaging in a comparative case analysis on the policy processes of North-American, West European, and East European countries. It does so by focusing on the new issues regarding minority cultures and multicultural policies over the past decade in areas such as education, welfare, and human rights.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	5,400,000	1,620,000	7,020,000
2009年度	4,500,000	1,350,000	5,850,000
2010年度	4,400,000	1,320,000	5,720,000
年度			
年度			
総計	14,300,000	4,290,000	18,590,000

研究分野：政治哲学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：多文化主義、思想史、ロールズ、ナスバウム、共生社会、少子高齢化、キムリッカ、比較政治

1. 研究開始当初の背景

本研究は、多文化共生社会形成のための運動や政策を巡って近年生じつつあった、世界各国での重要な変化を承けて開始されたものである。即ち、多文化共生への運動自体は、北米の先鋭的先住民運動や旧東欧での民族紛争等の影響から、1980年代以降一貫して重要な政治的イシューであり続けた。その中で、多文化共生に関する現実の政治的実践のレベルにおいては、2000年代以降、次第に多数派文化側の少数派への譲歩が開始されると同時に、少数派の利益擁護に関連する政策論が中心的論点となる、という新たな変化が生じつつあった。

2. 研究の目的

そこで本研究では、2000年代以降多文化共生社会の政

策過程に生じた変化を、福祉政策、教育政策、人権政策という3政策領域に則しつつ明らかにすることを目標とした。より具体的には、本研究では、(1) 政治哲学と政治史学・憲法学の協働により、2000年代以降の多文化共生論に関する先行研究を批判的に分析し、多文化共生社会研究の総合的分析枠組みを構築すること、(2) この分析枠組みを前提に、北米(アメリカ・カナダ)・西欧(イギリス・ドイツ・ベルギー)・東欧(ロシア・バルカン)各国の3政策領域における、近年の新たな変化の具体的過程を解明すること、(3) こうした各国の近年の変化を、各国の多文化共生論の歴史的特色と比較すると同時に、日本の多文化共生社会構築のための政策的示唆を得ること、等を目標とした。

3. 研究の方法

国内及び国外で以下の各作業を行った。

(1) まず国内では、各人の個別活動として、各人の所属先図書館や国会図書館等で文献収集・分析の作業を行った。その際、幅広く各政策領域に関する先行研究の文献を収集・分析することにより、多文化共生社会の政策研究のための総合的分析枠組みを構築することを目指した。(2) 次に、国内でのメンバー相互の共同活動として、各年度可能な限り多くの全員参加研究会・一部メンバーによる研究打ち合わせ会合を行った。ここでは、各個人が行った先行研究分析知見の共有化、海外調査の成果報告、論文草稿の相互批評、外部ゲストによる研究報告等を行った。(3) 更に、海外における作業として、調査対象国に一定期間滞在し、各国の図書館・資料室等において資料収集を行うと同時に、各国の研究者や政策実務家などとの意見交換を行なった。(4) 更に、日本政治学会・国際政治学会、比較政治学会等をはじめとする国内外の学会で各メンバーが研究報告を行った。

4. 研究成果

本研究で得られた成果について、以下研究参加者毎に詳述したい。

(1) 飯田文雄

イギリスの3政策領域全体について分析すると同時に、特に個別事例研究として、人権政策・福祉政策の領域に関して、以下の知見を得た。イギリスにおける多文化主義の伝統的な特色は、北米に見られる文化的少数派としての先住民類型が存在せず、多文化共生政策の主たる対象が移民類型に限定されてきた点にある。それ故に、イギリスの多文化共生政策においては、北米の先鋭な先住民運動を特数付けていた、固有言語や保留地等の使用を典例とする強固な部分社会形成・独立要求とは対照的に、主流社会への同化政策が多文化政策の中心となると同時に、少数派文化の擁護政策が、女性や子供等を含めた政治的少数派一般の擁護政策の一部として構想される、という伝統的な特色が生じていた。

そこで本研究では、こうしたイギリスの政治的少数派一般に関する擁護政策の主たる推進者として名高いNPO法人である、ルーニー・ミード・トラストの存在に着目し、その活動の変遷を辿ることで、近年のイギリスの政策変化を詳しく分析した。その結果、①イギリスの多文化共生政策の主たる関心は従来、女性や子供等を含めた政治的少数派一般への差別廃止や最低限の人権確保を目指す、人権政策の領域に置かれていた、②しかし近年、その関心は、労働条件の改善や教育の充実等を通じて、移民の積極的な社会的自律・社会参加を指向する、福祉・教育政策の領域に移行しつつある、等の新たな知見が得られた。その後本研究では、近年福祉政策の領域で注目されつつある政策である、金融脆弱者としての移民に対して金融機関との取引を保障する、金融機関アクセス権の問題に関して研究を継続中である。

(2) 網谷清介

ドイツの3政策領域全体に関して分析すると同時に、特に個別事例研究として、イスラム教徒を中心とする文化的少数派の社会統合の問題について、ドイツとオーストリアを歴史的・比較政治学的方法で比較し、以下の知見を得た。近年の比較政治学的方法においては、国

籍・市民権取得の容易度についての指標を作成し、その相違や変化を説明しようとする研究が多く見られる。そしてその難易度が、当該国家の開放性や文化的少数者への配慮と同視されることも少なくない。

しかし、文化的少数派の統合メカニズムに目を移すと、上記の想定がやや短絡的であることが半明した。というのも、文化的・言語的背景を共有する独逸二国の中で、ドイツが国籍取得要件を緩和し、オーストリアが厳格化しつつあるのに対し、学校での宗教教育については、後者がむしろ進んでいるからである。この相違は、近代国家形成の歴史的経緯を求められる。ドイツが「国民国家」を目指して建国され、戦後も分断の克服の観点から国民の一体性を強調してきたのに対し、オーストリアは第一次大戦まで「(ハプスブルク)帝国」であり、その中でムスリム少数派統合の制度が構築されてきたのである。

ただし、両国の教育政策に注目すると、オーストリアの統合政策を面的に賞揚することはできない。すなわち、イスラム教徒の地位の制度化により、オーストリア在住ムスリムの一定の統合は進んでいるといえるものの、学校で実施されている宗教教育の内容などについては、保守的であり生徒のニーズにも沿っていないという批判がある。これは、集団としてのムスリムの統合を進める代償として、ムスリムの(保守的)リーダー層に相対的なフリーハンドが与えられる面があるからである。

(3) 津田由美子

ベルギーの3政策領域全体に関して分析すると同時に、特に個別事例研究として、教育・福祉政策の最新論点である、オランダ・フランス語系と異なる文化的背景をもち流入した人々に対する最新の政策対応を分析し、以下の知見を得た。EU加盟国である連邦国家においては、移民政策は分野により複数のレベルに権限が分割されている。文化・教育分野は、オランダ語系を管轄するフランデレン共同体とフランス語系を管轄するフランス語共同体に委ねられる。二つの共同体それぞれ固有のアプローチをとることが権限上可能であり、フランス語共同体は、移民統合政策が政治課題となった1980年代からはほぼ一貫して、移民問題を文化の観点からでなく社会経済的不平等の問題として対処している。主流文化と異なる文化的背景をもつ住民に対しても、文化が異なるが故の配慮政策的にはなされていない。他方で、フランデレン共同体は、移民およびその子孫を主流文化の住民と区分して、かれらの文化的背景を尊重した言語や文化の修得を推進してきた。しかし1990年代には、多文化主義的政策はより同化主義にシフトし、地域言語であるオランダ語の修得を義務付けたうえでの社会的権利の保障を前面に出すようになっていく。この変化は、1999年に多文化主義政策を推進していたキリスト教民主党が野党になり、代わって自由主義政党が与党の中核を占めたこと、反移民の立場をとる政治勢力が急伸し、言語を核としたフランデレン民族意識が強まったことによると考えられる。オランダ語系が統合政策に関して重視してきた、出身国別に結成された移民団体のネットワークが、政策上の変化にどのように対応していくかが注目される場所である。

(4) 辻康夫

カナダの3政策領域全体に関して分析すると同時に、特に個別事例研究として、カナダの少数派分科集団を類

型化した分析を行い、以下の知見を得た。カナダにおいては、多文化共生政策の対象となりうる集団として、フランス語系カナダ人（ケベック州）、移民集団、先住民が存在する。第一に、福祉政策について、カナダの移民政策は、職業能力・言語能力によって選抜された経済移民が、難民や家族移民に比して比率が高い点がヨーロッパ諸国と異なる。このため移民の経済的自立促進が移民政策に組み込まれてきたが、1990年代以来の新自由主義的な社会・経済政策はこうした傾向を一層強めた。他方で、新来の移民については、格差の拡大や統合の遅れが懸念され、こうした政策の是非が議論されるに至っている。先住民については、伝統的社会構造の破壊の結果、失業や貧困が深刻な問題であり、福祉への依存からの脱却が急務である。新自由主義的な福祉の縮減が問題を解決しないことも認識されており、コミュニティの包括的な再生が不可欠とされつつも、福祉政策の全般的な後退のなかで政策が停滞している。第二に、教育政策について、フランス語系住民に関しては、ケベック州の教育上の自治権が確立してフランス語文化衰退の危険は回避され、相対的な安定の状態にある。先住民については、教育の権限のコミュニティへの委譲が持続的に進展しているが、これを経済的自立と結びつける施策は未だ不十分といえる。移民については、教育機関と宗教の関係をめぐって、とくにイスラムの主張が顕在化するにつれて、従来の制度の見直しが焦点となっている。公的制度の厳格な中立性を維持するのか、を緩和するのかをめぐる理論的・政策的対立は依然として大きい。この問題は、第三の人権政策とも連動している。少数派文化の尊重と内部の弱者の人権保障の両立の問題は、先住民については自治の拡大とともに、重要性を増している。また移民集団についても、とくにイスラム・コミュニティにおける女性の処遇が問題視され、これが多文化共生政策の是非を左右する重要な問題となるに至っている。

(5) 早川誠

アメリカの3政策領域全体に関して分析すると同時に、特に個別事例研究として、アメリカの人権・教育政策の領域に関して、以下の知見を得た。アメリカにおいては、とりわけ人権および教育政策面で、多文化主義政策の進展が見られた。2000年以降、特に熟議民主主義論が活発に論じられることになったこととも関連し、内部少数派問題など少数派間の利害調整が必要とされる困難なケースについて、特殊な権利の付与など一義的な政策対応をおこなうのではなく、当事者間の熟議を中心とした合意形成と政策決定をおこなう試みが模索されている。多文化主義政策の前提として受け入れられているものの、その前提の枠内でも紛争が生じることが明らかになってきたため、単なる権利の類型化や拡充では問題解決が不可能になっており、本研究においては、その点について重点的な考察をおこなった。また、教育政策においても、たとえばアフーマティブ・アクションの位置づけについて様々な考え方が生じてきているように、多文化主義を前提とする中での対立が見られる。大学あるいは大学院入試でのアフーマティブ・アクションの事案に関する判例が見られるように、教育の場における多様性の確保という意味での多文化主義は、問題なく受け入れられている場合が多い。教育カリキュラムにおける文化的多様性の確保や、多言語教育・母語教育への補助など

が既定の政策となってきたことも、その証左である。他方で、その多文化主義が他の集団の不利益になることや、そうした不利益が持続化することについては懸念が表明されており、権利論におけるのと同様に、多文化主義を主張する集団間での利害や政策の調整が必要になってきている。こうした観点から、多文化主義政策を実現していく際の民主主義の動的なプロセスが研究の中心となった。

(6) 浅野博直

アメリカの3政策領域全体に関して分析すると同時に、特に個別事例研究として、アメリカの人権政策の領域に関して、以下の知見を得た。アメリカ合衆国の域内に存在するネイティブ・アメリカンの諸部族は「主権」をもつ。しかし、その「主権」は連邦議会による強い制約に服するものである。ただ、連邦議会による主権の制約はインディアンに対する人権侵害・文化侵害の基盤であったとともに、他方で、州による部族主権の侵害は連邦法律が妨げられないということも意味していた。本研究分担者は、このような法制度の近時の状況について検討し、近時は、連邦裁判所が部族と州との間の権限争いについて積極的な役割を果たそうとしているという知見を得た。このことは、一方で、個別的事件ごとに具体的に妥当な結論が導かれることが期待されるが、しかし、他方で、部族主権に対して解釈原理がもっていた原則的な担保が揺らいでいるとも評価できる。ただ、複雑であるのは、部族主権の尊重は必ずしも人権の尊重とは一致しないということである。著名な判決である Santa Clara Pueblo v. Martinez, 436 U.S. 49 (1978) に明らかであるように、部族政府は合衆国から区別された主権主体であるから人権規定などの合衆国憲法の規定は適用されない。したがって、部族主権を認めることは、部族政府による人権侵害について連邦裁判所・州裁判所による救済を制限することとなる（ただし、部族裁判所がある）。本研究分担者は、このような複雑な問題状況について、Philip P. Frickey や Sarah Song などの研究に即して検討した。また、同時に、このような問題状況の背景を分析するために、コミュニタリアニズムなどの政治思想や、法実証主義などの法理論に関して研究を行った。

(7) 月村太郎

アメリカの3政策領域全体に関して分析すると同時に、特に個別事例研究として、アメリカの人権政策の領域に関して、以下の知見を得た。

①アメリカのような多民族地域においては民族的少数派の人権の保護が重要である。特に「9・11事件」後のイラクへの攻撃を巡る議論以来、国際政治におけるキーワードとして「民主化」（更にはその「輸出」「移植」）に焦点が当たり続けている現在、民族的少数派の人権を如何に保護するかという問題は、避けては通れなくなっている。

②民主制の下だからといって、民族的少数派の人権保護が自動的に制度化されることはあり得ない。むしろ多数決主義に過度に囚われた浅薄な議論が陥る危険性がある帰結のひとつは、民族的少数派の人権を恒常的に侵害し得るシステムの確立である。となれば、民主化の過程を移行と定着に大きく分けた上で、民族的少数派の人権保護という政治文化の定着に注目せざるを得ない。

③多民族地域において民族的少数派の人権を保護する際にご留意すべきは、民族的少数派を構成する各人の物理的存在のみならず、当該民族的少数派が集団として存在し得るアイデンティティについても尊重しなくてはならないという点である。即ち、多民族（多文化）主義の問題であり、換言すれば民族同化に関わる問題である。

④民族的少数派を民族的同化の脅威から保護するシステムとして、代表的なものとして連邦制、多極共存制、文化的自治である。このうちA) 連邦制は当該国家を構成する領域を幾つかの単位に分けて、その単位ご領域を移譲するというものである。B) 多極共存制は各民族を政治的に組織化し、各民族政府組織間の交渉と妥協を通じて民族的少数派の保護、それによる政治的安定性を確保するというものである。C) 文化的自治は日常の業務を文化的業務とその他に分けて、後者については全国大の民族組織に委ねるといったものである。D) しかしながら、バルカンの事例研究からは、以上の3つのシステムのどれも民族的少数派の人権を自動的に保障する訳ではないことが新たな知見として得られた。

⑤更に、本研究のバルカン事例研究からは、多民族地域における少数派の人権保障に関しては、それに留意したシステムを確立することだけに留まらず、少数派の人権を尊重する政治、そのためのリーダーの育成、更にもそのための国民一般への啓蒙・教育こそがより重要である、という新たな知見が得られた。

(8) 渋谷謙次郎

旧ソ連・ロシアの3政策領域全体に関して分析すると同時に、特に個別事例研究として、旧ソ連・ロシアの教育・人権政策の領域に関して、以下の知見を得た。ソ連は、しばしば「多民族帝国」と称されるように、フランスのような国民的言語的・同化・統合モデルと異なり、各民族の自決権というイデオロギーを介在させた民族的自治領土や母語教育の制度を持ち合わせていた。むしろ実際にはロシア人やロシア語の優越性が目立っていたが、そうしたソ連版「多文化主義」の諸制度は、単なる建前上終始したのでなく、むしろそれがソ連末期に「機能」することによって、ソ連の解体やその後の新興独立国の遠心化を招くという背理を有していた。ソ連亡き後のロシア連邦も、その連邦構造からすると「ミニ・ソ連的」な多民族帝国の残滓を引きずっており、1990年代にはやはり民族自決権を端を発する国家の遠心化やエスノナショナリズムが深刻化した。そこで、ロシアでは、新たな国民統合理念として、ソ連時代の民族自決権のイデオロギーとは異なった多文化主義的統合理念が、ひとつの有力な考え方として民族政策の専門家等から提起されてきた。それは民族を単位とする発想よりも、むしろ個人を単位とした発想であり、人権と民族的アイデンティティの追求の自由をいかに調和させるかという、理論および実践上の施行課題である。例えば民族的文化自治団体法は、任意の民族をアイデンティファイする個人の自発加入にもとづく言語や文化の権利を保障するものであり、ソ連時代公認されておらず、領土的自決ご代わり得る制度でもある。このように、新たな民族関係立法や法制度が全体としては「リベラルな多文化主義」に親近的である一方、二次ごわたるチェチェン戦争やテロ事件ご端を発する民族的排外主義が、「カフカース」系住民や移民に対する基本的人権の侵害を助長す

るなど、現状では多文化主義的な国民統合の理念と社会状況ご著しい齟齬をきたし、これを改めるには地域間格差の是正や人権政策面での改善が必要であるとの知見を得た。

(9) 浪岡新太郎

フランスの3政策領域全体に関して分析すると同時に、特に個別事例研究として、フランスの教育・人権政策の領域に関して、以下の知見を得た。フランスについては、旧植民地であるマグレブ諸国（アルジェリア、チュニジア、モロッコ）からの移民出身者の社会統合の問題ごついて政治社会学の観点から検討した。フランスはその社会統合政策ごおいて「共和国モデル」としてのアプローチを取っていると主張している。このアプローチは、移民出身者のかかえる問題を、そのエスニックな特殊ご注目するのではなく、所得や学歴、さらには国籍など普遍的な観点から解決しようとする。特定のエスニックな属性ご注目したアプローチは、特定のエスニック集団を特別扱いすることで、市民の中の一部集団を特別視することに、さらには特別扱いされる彼らに対する市民の多くからの反感を招くと考えられたのである。そして、この「共和国モデル」は、近年の特定のエスニック集団ご固有の統合政策を打ち出してきたドイツやオランダ、さらには英国の主要政治家たちが統合の失敗を言明する中で、その優位性をフランス政府ごよって主張されるようになっていく。

しかしながら、この「共和国モデル」はエスニックな属性を認知しないために、移民出身者ご対する人種主義ご対抗することが出来ないばかりか、現実の差別を十分認知できないために、この人種主義を促す傾向ごある。さらに、フランスの統合政策自体が「マジョリティ集団ご有利ご機能していることを不可視化してしまう。また、移民出身者の側から登場しているエスニックな属性ご基盤した人権、教育、福祉分野ごおける市民活動を行政ごの協働関係ご取り組むというよりは、むしろ非正当化してしまう傾向ごある。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計17件）

2010年以降

- ①「連邦制と福祉国家—ベルギー社会保障政策の分権化の議論から」、津田由美子、『地域総合研究』3号、査読無、171-177（2010）
- ②「バルカン地域における非バルカン化—旧ユーゴ後継諸国の現状と展望を中心に」、月村太郎、『同志社政策研究』5号、査読有、89-106（2011）
- ③「エスニック紛争の構図—発生、激化・拡大、予防・解決」、月村太郎、『同志社政策研究』4号、査読無、22-43（2010）

2009年

- ④Towards a Liberal Theory of Returns、Fumio Iida, SSRN, 2009、査読無、pp. 1-30（2009）
- ⑤「現代規範的民主主義理論と民主化理論の間」、飯田文雄、『神戸法学年報』25号、査読無、1-36（2009）
- ⑥「西洋における宗教生活のゆくえ—チャーلز・テイラー著『世俗の時代』をめぐって」、

辻康夫、『北大法学論』60巻2号、査読無、719-740 (2009)

⑦「チャールズ・テイラーのなにを論じるべきか」、辻康夫、『公共研究』5巻4号、pp. 82-95. 2009年、査読無

⑧「Charles Taylor, *A Secular Age*, 2007」、辻康夫、『イギリス哲学研究』32号、pp. 131-133. 2009年、査読無

⑨「民族浄化 (ethnic cleansing) について—ボスニア内戦を念頭に」、月村太郎、『年報政治学』2009-II、査読無、31-49(2009)

⑩「多民族国家建国の困難—ボスニアを例として」、月村太郎、『同志社政策研究』、査読有、第3号、120-140 (2009)

⑪「熟議デモクラシーとグローバル化の諸側面」、早川誠、『思想』1020号、岩波書店、査読無、250-267(2009)

⑫「ジャック・バルキンの原意主義」、浅野博宣、『法律時報』81巻4号、日本評論社、査読無、86-91 (2009)

2008年

⑬「コミュニティアニズムの『政治的転回』は成功したか? : 書評 中野剛充『テイラーのコミュニティアニズム: 自己・共同体・近代』(勁草書房、2007)」、飯田文雄、政治思想学会編『政治思想研究』8号、風行社、査読無、316-317 (2008)

⑭「結社と民主政治—アソシエーションから政治は生まれるのか—」、早川誠、日本政治学会編『年報政治学』2008-I、木鐸社、査読無、61-81 (2008)

⑮「法学的見地からみた言語権の可能性」、渋谷謙次郎、『月刊言語』2008年2月号、大修館書店、査読無、18-25 (2008)

⑯「明日かつ現在の危険」、浅野博宣、『法学セミナー』641号、査読無、pp. 27-30 (2008)

⑰「コミュニティアニズムと憲法学」、浅野博宣、大石眞・石川健治編『ジュリスト増刊: 憲法の争点』、有斐閣、査読無、40-41 (2008)

〔学会発表〕(計20件)

2010年以降

①「短期滞在者の権利理論は可能か」、飯田文雄、日本政治学会、2010. 10. 10、中京大学名古屋キャンパス

②「市民社会における宗教の位置づけ」、辻康夫、日本政治学会 分科会D7 (中京大学) 2010年10月10日

③「多文化主義の新展開」コメンテーター 辻康夫、日本政治学会、分科会B9「多文化主義の新展開」コメンテーター、中京大学、2010年10月10日

④「宗教的なものと公共性・公共圏」、辻康夫、韓日政治思想学会 (ソウル・淑明女子大学校) 2010年7月2日

⑤「The Effect of the Judiciary-Induced Policy Development: Collective Order versus Individual Rights in EU Social and Employment Policy.」網谷龍介、Biennial Conference of the European Union Studies Association, ボストン、2011年3月。

⑥「戦後デモクラシーにとっての constitution は憲法典なのか? — 書評: 石田憲『敗戦から憲法へ—日独伊憲法制定の比較政治史』、網谷龍介、イタリア近現代史研究会、東京 (上智大学)、2010年12月。

⑦「集団主義的秩序と個人的権利—EU社

会政策の二つの顔とその相克—」、網谷龍介、東北大学政治学研究会、仙台 (東北大学)、2010年9月。

⑧「戦後ドイツにおける政党間競合と言説戦略—予備的考察—」網谷龍介、日本比較政治学会、東京 (東京外国語大学)、2010年6月。

⑨「スターリン批判とソビエト法の変容—刑事法の視点から」、渋谷謙次郎、早稲田大学比較法研究所プロジェクト講演会、早稲田大学、2010年10月22日

⑩「ハート・ドゥオーケン論争の第二幕?」、浅野博宣、日本公法学会、2010/10/10、上智大学

2009年

⑪内戦後の旧ユーゴ諸国とEU加盟—その展望とジレンマ」、月村太郎、日本大学法学部、2009年10月10日

⑫「Experts and Academics as Idea Generator and Promulgator: Identifying Social Policy Community of the European Union.」、網谷龍介、General Conference of the European Consortium of Political Research, ポツダム大学 (ドイツ)、2009年9月。

⑬「<格差>をめぐる政治的争点化の変容: EUの中のドイツ」、網谷龍介、日本ドイツ学会、東京 (共立女子大学)、2009年6月。

⑭「Varieties of Political Studies: Parallels, Differences and Convergence?」、網谷龍介、北海道大学グローバルCOEプログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」国際ワークショップ「日欧戦後政治学の比較発展史」、札幌 (北海道大学)、2009年2月。

2008年

⑮「寛容思想の歴史的前提」、辻康夫、日本政治学会 分科会F8 (関西学院大学) 2008年10月12日

⑯「クロアチアとEU加盟」、月村太郎、日本国際政治学会2008年度研究大会、2008年10月26日 (札幌コンベンションセンター)

⑰「How long do constructivists have to struggle for their recognition?: Comments on Kondo and Schmidt」、網谷龍介、日本学術会議政治学委員会政治理論分科会国際シンポジウム「構成主義的政治理論研究会議」、名古屋 (名古屋大学)、2008年5月

⑱「From the 'Rescue of the Nation State' to the Emergence of European Spaces.」、網谷龍介、EUIJ関西ワークショップ「次世代のEU研究」、豊中 (大阪大学)、2008年5月。

⑲「Social Democratic Politics after 'Organised Class-compromise Democracy': Comments on Crouch and Boyer」、網谷龍介、市民社会民主主義の理念と政策に関する総合的考察」科研シンポジウム「ポストデモクラシーを超えて—グローバル化時代における社会民主主義の可能性」、東京、2008年4月。

⑳「ロシア多民族連邦制と多文化主義」渋谷謙次郎、日本政治学会、分科会F2、関西学院大学、2008年10月12日

〔図書〕(計20件)

2010年以降

① The East/West Perspective and Civil

Society: Making Visible Similarities and Differences, Terrell Carver, Fumio Iida” Terrell Carver and Jens Bartelson (eds.), *Globality, Democracy and Civil Society*, 査読有、(Routledge, 2011), pp. 24-30 (2011)

② Fumio Iida “The ‘Postwar Enlightenment’ Project: Masao Maruyama and Liberal Civil Society,” Terrell Carver and Jens Bartelson (eds.), *Globality, Democracy and Civil Society*, 査読有、(Routledge, 2011), pp. 46-63.

③ 『ポスト福祉国家の時代における共生社会の可能性とベーシック・インカム論』 飯田文雄、全労済協会、査読無、i + 82 頁 (2010)

④ 「宗教的なものと社会的つながり」、辻康夫、宇野重規編『政治の発見：第4巻』、風行社、査読無、217-243 (2010)

⑤ 「先住民をめぐる政治の重層性について」、辻康夫、北海道大学アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』 査読無、北海道大学出版会、188-192 (2010)

⑥ 「ベルギー」、津田由美子、馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治ハンドブック 第2版』第12章、東京大学出版会、査読無

⑦ 「旧ユーゴ連邦の後継諸国」、月村太郎、馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治ハンドブック 第2版』第16章、東京大学出版会、査読無

⑧ 「政治とモラル」、早川誠、鈴木隆史・早川誠編『地域政治・行政とモラル——市民参加を通じての日米の実践から』成文堂、査読無、3-15 (2010)

⑨ 「オーストリア」、網谷龍介、馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治ハンドブック 第2版』東京大学出版会、査読無、64-75 (2010)

⑩ 「集団主義的秩序と個人的権利——EU社会政策の二つの顔とその相克——」、網谷龍介、田村哲樹・堀江孝司『模索する政治——リベラル・デモクラシーと福祉国家の行方』ナカニシヤ出版、319-341 (2011)

⑪ 「テクノクラシーは社会的ヨーロッパの夢を見るか?」、網谷龍介、宮本太郎編『働く——雇用と社会保障の政治学』風行社、116-146 (2011)

⑫ 「ムスリム女性であり、フランス市民であること」、浪岡新太郎、『ジェンダー史叢書』第7巻、明石書店、査読無、271-293 (2010)

⑬ 「ソ連—アフターマティヴ・アクションの帝国」(翻訳)、渋谷謙次郎、テリー・マーチン著 (半谷史郎・吉村貴之・荒井幸康・渋谷謙次郎・地田徹朗訳)『アフターマティヴ・アクションの帝国：ソ連の民族とナショナリズム、1923年～1939年』第1章、明石書店、査読無、19-51 (2011)

⑭ 「言語権の視点からみた危機言語問題」、渋谷謙次郎 (山田隆夫との共著)、パトリック・ハインリッヒ・下地理則編『琉球諸語記録保存の基礎』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、42-66 (2011)

2009年
⑮ 月村太郎、他、日本の国際政治学第2巻—国境なき国際政治、有斐閣、2009、276頁

⑯ 「ヨーロッパ型デモクラシーの特徴」網谷龍介、網谷龍介・伊藤武・成廣孝編『ヨーロッパのデモクラシー』、ナカニシヤ出版、査読無、1-23 (2009)

⑰ 「宗教・参加・排除：ムスリム系移民の社会的位置とその行動」、浪岡新太郎、宮島喬

編『移民の社会的統合と排除』、東京大学出版会、査読無、67-90 (2009)

2008年

⑱ 「市民社会：社交の領域の政治的意味」、辻康夫、辻康夫・松浦正孝・宮本太郎編『政治学のエッセンシャルズ』、北海道大学出版会、査読無、183-191 (2008)

⑲ 「ベルギー連邦制の展開と課題—補完性原理と社会統合—」、津田由美子、若松隆・山田徹編『ヨーロッパ分権改革の新潮流』、中央大学出版部、査読無、93-118 (2008)

⑳ 「ドイツの中核的執政集団—拒否権プレイヤーの中のリーダーシップ—」、網谷龍介、伊藤光利編『政治的エグゼクティブの比較研究』、早稲田大学出版部、査読無、63-84 (2008)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

飯田 文雄 (IIDA FUMIO)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：70184356

(2) 研究分担者

月村 太郎 (TSUKIMURA TARO)
同志社大学・政策学部・教授
研究者番号：70163780

辻 康夫 (TSUJI YASUO)
北海道大学・大学院公共政策学連携研究部・教授
研究者番号：20197685

網谷 龍介 (AMIYA RYOUSUKE)
明治学院大学・国際学部・教授
研究者番号：40251433

早川 誠 (HAYAKAWA MAKOTO)
立正大学・法学部・教授
研究者番号：80329010

渋谷 謙次郎 (SHIBUYA KENJIRO)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：50346277

津田 由美子 (TSUDA YUMIKO)
獨協大学・法学部・教授
研究者番号：30247184

浅野 博宣 (ASANO HIRONOBU)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：40261945

(3) 連携研究者

浪岡 新太郎 (NAMIOKA SHINTARO)
明治学院大学・国際学部・専任講師
研究者番号：40398912